

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

# CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

## 住基法改正案

## 衆議院通過に

## 抗議する!!

一九九九年六月十五日

プライバシー・インター・ナショナル・ジャパン

(PIJ)

わたしたちPIJは、わが国におけるプライバシーを守る活動をしている市民団体として、住基法(住民基本台帳法)改正案の衆議院通過に、強く、抗議する、極めて遺憾だ。

一方、全国一律のICカード(住民基本台帳カード)も、八千文字(新聞一面分)も入るもので、自分の医療情報など幅広いプライバシーが、公的に管理されてしまう。また、このカードは、将来、国民登録証(国内版パスポート)にエスカレーターし、携帯が強いられることが危惧される。

今回採決された法案について問われているのは、国民一人ひとりに十ケタの背番号(住民票コード)をつけ、生涯にわたりその人の幅広いプライバシーを役所が管理することにつながる自治省の提案に、有権者が本当に納得しているのかどうかである。

この点を国民に確認もしないで、国会では、プライバシー保護の問題だけに論点をすりかえて議論して、法案の本質を問うことな

### 主な記事

- ・マスターキー政党にもの申す
- ・住基法案を自公の取引に使うな
- ・コードとカードで国民監視に異議あり

# 問題法案通過の

# 「マスターキー政党」にももの申す

公明党には「国民総背番号制度創設の父」になるのは似合わないはず

## ガ

イドライン関連戦争法案、盗聴法案、国民総背番号法案と、国民には、それぞれの問題法案について、時間をとおいて考える余裕すらない。

自公の枠組み維持の都合だけで、問題法案の処理が進められている。多数決の横暴としか言いようがない。多数決の横暴に荷担している公明党に対し、各界から「何とかならないのか」との大合唱が続いている。評論家の佐高信氏や作家の田中康夫氏ら、盗聴法案に反対する著名人が、六月一日に「私たち表現している者にとり、この法律で日常の活動が厳しく制限される危機感が高まっている」とし、廃案を求めるアピールを出した。そして、これら著名人は、問題法案通過の「マスターキー政党」

と化している公明党への抗議を込め、公明党の関係出版物への執筆拒否を呼びかけた。

公明党の国会議員から「聖教新聞」をとるよう頼まれたことがある。近所の創価学会の人からは、選挙のときに「公明をよろしく」と頼まれる。しかし、聖教新聞で盗聴法案反対と論じていた人達が、自公の枠組み優先だけで、賛成に回る。公明党の立党の原点である「平和」や「人権」は、どこに行ってしまったのであるのか。悪ふざけの「政教分離」は、よして欲しい。

法務省は、「エネミー・オブ・ジャパン法案」の一つである盗聴法を、通信傍受法と呼ぶようにマスコミに求めたという。公明党は、自らが提案した修正で、この法案が名実

ともに国民に害のない「通信傍受法」に生まれ変わったとも言っているのである。一度、盗聴合法化を許せば、みるみるエスカレートしていくのを目に見えている。

もう国民はだまされまい。総理府が実施した世論調査で、国民に民意が反映されていない、と言つ人が八〇%にも上った事実には、重みがある。

もう一つの「エネミー・オブ・ジャパン法案」である国民総背番号法案、うわべだけの修正と首相のリップ・サービスで、国民を監視しない、ただの「住民基本台帳法改正案」に変身するともいうのだから。

そんなことはあるまい。本来、住基法は「居住している自治体への登録」を基本としている。したがって、全国ベースの背番号コードを使った

「国民登録」を想定しているものではないはずだ。

改正法案は、国民すべてに背番号コードをつけ、広範なプライバシーを公有化することがねらいである。国民の人権やプライバシーと深くかわるものである。法案の通過よりも、人権やプライバシーの保護を優先し、ひとまず廃案とすべきだ。

宗教法人法の改正では、宗教上のプライバシーの尊重を掲げて反対したのが公明党であったはずだ。今の公明党の政治姿勢は、誰がみても不自然である。結党の原点から見ても、公明党には「国民総背番号制度創設の父」になるのは似合わないはずだ。

一九九九年六月

PIJ代表 石村耕

「マスターキー」政党にももの申す



### 国会状況報告 (2)

住基法改正案を自自公路線の取引に使うな

# 住民基本台帳法改正案を 自自公路線の取引に使うな

参議院でこそ、国民の権利を守る立場から、公明党は立党時の良識を示せ

PIJ副代表 辻村祥造

「国民総背番号制法案（住民基本台帳法改正案）」が、さる四月十三日から衆議院において審議入りした後、審議スケジュールは異常なほどの急ピッチで進められた。

審議入りした法案で成立しなかったものはないとの過去の例のごとく、今までの遅れを一気に取り戻そうとでもするかのように、自治省、自民党はハイペースで作業を進めた。その状況を示すと、次のようになる。

四月十三日 通常国会、本会議での自治大臣趣旨説明と質疑  
（民主、公明、社民）  
引き続き「地方行政委

四月十三日 員会」で趣旨説明  
地方行政委員会  
一回目の質疑

四月二十七日 地方行政委員会  
二回目の質疑

五月六日 地方行政委員会  
参考人（八人）の意見陳述  
（石村代表も）と質疑

五月十一日 地方行政委員会  
三回目の質疑

五月十三日 地方行政委員会  
四回目の質疑

五月十八日 地方行政委員会  
五回目の質疑

六月八日 地方行政委員会  
自自公の修正案質疑  
（附則に所要の措置）

六月十日 原案及び修正案について、小淵総理大臣・野田自治大臣に対し質疑

六月十一日 原案・修正案について採決、賛成多数（自自公）により可決、本会議へ送付

六月十五日 衆院本会議で、賛成348・反対130で可決

#### プライバシー議連発足

しかし、衆院での可決も、スムーズにいったしまった、わけではない。自治省の意を受けた議員たちの動きに抗すべく、民主党に「プライバシーを守り、国民総背番号制、国民

皆登録証携帯制に反対する議員連盟（略称「プライバシー議連」）が発足した。

河村たかし衆議院議員、木幡弘道衆議院議員などの呼びかけにより、石井一衆議院議員を座長にむかえ、そして最終的には、民主党国会議員の過半数を超える七〇余名（衆参合わせて）の議員がこのプライバシー議連に名を連ねることになった。その裏には、河村議員、木村議員らの超人的な働きがあったことを報告しておく。

民主党、改正案に反対する方針を決める

そしてこのプライバシー議連結成の動きのなか、五月十七日に開かれ

た民主党、拡大地方行政部会において、住民基本台帳法改正案に対し「個人情報保護法の制定が前提でなければ議論できない」として法案に反対する方針が決められ、翌十八日に開催された政策調査会で正式に党として反対することが決定された。

民主党の正式な法案に対する反対の決定は、五月十八日にも採決が強行されるかもしれないと予測されていた地方行政委員会の流れを変えた。未だ法案に対する態度を正式に決定していない公明党の出方を見守るため、同委員会の理事懇談会が今後の方針を決定できずに流れてしまった。

さらに、民主党の菅代表と社民党の土井党首が、通信傍受（盗聴）法案と、住民基本台帳法改正案に共同して反対することを確認するとともに、鳩山由起夫民主党幹事長代理も夕刊フジで二つの法案に反対する姿勢を鮮明にした。

そのようななかで、宇治市で市民の住民基本台帳（住民票）データ二十一万人分が、住民番号付きでインターネットで販売されるという事件が起きている。

国民よりも、

自自公の流れを選んだ公明党

さて、「国民総背番号制法案（住民

基本台帳法改正案）」という危険な球は野党第二党の公明党に投げられた。当時の公明党は、この法案に対する賛否は分かれており、党として統一した方針を出すには至っていないからなのである。

しかしこの頃から「自自公」という動きが露骨に出てきた。「日の丸君が代の法制化」問題でいったんは流れが弱まったかに見えた自自公路線は、ガイドライン関連法案や通信傍受法案では、法案に修正を加えながらも、中小選挙区制の実現、政権枠組み構想から、自民党にすり寄っていくこうとする公明党の姿をイヤというほど見せつけた。

とくに通信傍受法案では、同法に反対する市民集会にも頻りに参加し、法案に否定的な発言をしていた若手議員の一人である上田勇衆議院議員が、自民党との修正協議の責任者として表舞台で発言している。

その様子を見てみると、なにやら今の公明党の現状を暗示しているように感じられてならなかった。

公明党、法案賛成にまわる

そしてついに公明党は住基法改正案について、自民党との修正協議に同意する。

その内容は 法案の付則に「施行

にあたっては政府は個人情報の保護に万全を期すため所用の措置を講じる」と明記する、同法の施行は包括的な個人情報保護法（仮称）の制定を前提とすることを小淵恵三首相が国会答弁で表明する、というものである。（朝日新聞六月四日付朝刊）この公明党の姿勢について、民主党の菅代表は修正協議前に「個人情報保護法が必要なら、それをつくってから住民基本台帳法案の議論をすればいい。先に住民基本台帳法案を通して施行だけを凍結するというやり方は、賛成するための口実に過ぎない」と批判している。

まさに、公明党は自自公という政治権力の枠組みを優先させ、法案の正否の判断を後回しにしていると云わざるを得ないだろう。

法案への賛否を表明せずに賛成の意思決定？

解せないのは公明党が、法案への賛否の表明前に、改正法案が国民の一人ひとりに強制的に十桁の番号「背番号」コード（住民票コード）をつけて国民の広範な個人情報役所が管理することを基本的に認めるか、それとも認めないのか、そして国民の基本的な人権を優先するのか否か、党としての基本的な見解を示してい

ないことである。

そもそも一旦このコードを導入すれば、もう道を戻ることはできない、重要な決断を求められているはずなのに、である。

また当初、公明党はカード（住民基本台帳カード）の発行については、その廃止を求める姿勢であると聞き及んでいたが、今回の合意ではそれらの修正については全く触れられていない。改正法案の多くの問題点に目をつぶって、ゼロ回答でも、自民党と合意、連立（？）を優先させたいのであるうか。

公明党に、

「包括的な個人情報保護法」の  
具体的構想はあるのか？

そして、最後に公明党が考える「包括的な個人情報保護法」とはいかなるものなのか。もし党内において、その具体的な構想も、検討の実績も無いところで「包括的な個人情報保護法（仮称）」を国民総背番号制導入の条件としてしまうとすれば、あまりにも国民に対して無責任であり、背信行為を圖っているというそしりを免れないのではないか。

住基法改正案を自自公路線の取引に使うな

コードとカードで国民監視に異議あり

# コードとカードで国民監視に 異議あり

- ・国民総背番号制・国民皆登録証携帯制につながる
- ・住民基本台帳法改正案は参議院で必ず廃案に
- ・法案附則で『所要の措置を講ずる』程度では国民の権利とプライバシーは守れない

NO番連 (国民総背番号制法案に反対する市民連絡会)

## 住

民票をベースに、すべての国民にもれなく十ケタの「住民票コード(背番号コード)」をつけ、全国共通の「住民基本台帳カード(国民登録カード・IDカード)」を持たせ、全国ネットのコンピュータについて国民を監視する。

こんなシステム(住民基本台帳ネットワークシステム)をつくることをねらいに、自治省がまとめた住民基本台帳法改正案(「法案」)の参議院での審議が始まろうとしている。

自自公路線の維持の論理を

国民のプライバシーを守る政策より

優先させてはならない!

共産、社民、民主の三党は、プライバシー保護などの問題があるとして法案に反対している。法案の行方は、賛成の自民、自由両党及び慎重論の公明党の手にゆだねられている。この法案は、盗

聴法案と同じく、国民の自由や尊厳に大きくかわるものである。いわゆる「自自公」の枠組みを維持するといった都合で、絶対に処理されることがあつてはならない法案である。

国民に番号を付け監視する制度が法案の本質

法案によると、国民一人ひとりの背番号となる十ケタの住民票コードは、市区町村が付けることになる。背番号コードと、氏名、住所、性別、生年月日の四基本情報は、国民全員の方について、各自治体の垣根を越えて、全国ネットのコンピュータシステムで集約、管理される。このための全国センターが設けられる。

また、背番号コードや四基本情報などを記録した全国共通のIDカードは、市区町村が発行することになる。顔写真入りのカードとなるもようである。集積回路(IC)カードが想定されており、最高八千文字(新聞1面分)書き込める。書き換

えも可能である。

各自治体が独自の判断で書き込んでもよいとしている。救命や病歴管理、犯罪防止などを理由に、本人や家族の血液型、病歴や常備薬、さらには職歴や所得額などの書き込みも、条例で定めれば可能である。

自治省は、背番号コード入りのカードがあれば、住民票交付や転出、転入の手続きを簡素化できるといっている。ひいては、カードを提示した人に、行政サービスを全国共通に提供できると利便性を強調する。恩給の給付手続きなど、法律で決められる特定の行政事務(十六省庁・九十二事務)についての本人確認も簡単になるという。また、将来的には、緊急時や選挙の際の本人確認、さらには納税者番号などにも利用できるという。

コードつきのカードは国民登録証になる

自治省は、背番号コードを、国や自治体を通じて「共通番号」とし、IDカードを多目的で幅広く利用(汎用)をねらっていることは明らかである。法案では、カードは希望者にだけ発行するとされている。しかし、カードなしには行政サービスを受けるのは難しくなるのは目に見えている。もう一歩進めて、将来はカードの携帯の義務づけにエスカレートしないともいえない。カード導入時は任意でも、後で義務づけに走った韓国がその例である。

背番号コードとIDカードを核としたネットワークシステムの導入は、行政の高度情報化、簡素

効率化のためには当然の要請、というのが自治省の考え方のようである。しかし、おぎや と生まれたときをベースに全国民にもれなく背番号コードをふり、多目的利用（汎用）させるのは、紛れもなく「国民総背番号制度」である。また、全国共通のIDカードを発行し、「国内版パスポート」のように持ち歩き、本人の身元確認に使わせるのは、実は「国民皆登録証携帯制度」に当たる。現行の外国人登録証カードを内国民にも広げるに匹敵する。

民間機関での使用を禁止する、との自治省案は、実行不可能

自治省は、コードや基本情報を、専用回線を使って流通させ、民間機関での利用を原則として禁止し、さらには守秘義務も強化するので、漏えいや濫用の危険はないという。

しかし、つい最近、宇治市で二十二人分の住民票データがコード付きで漏れ、インターネット販売される事件が起きている。また、自治省がいうように、背番号コードを納税者番号に転用すると、雇用主などの税金の天引き徴収先にコードは筒抜けになってしまう。さらに、コードをたれ流しにされても、民間機関にも適用ある包括的な個人情報

保護法もない現状では、コントロールは難しい。

限定番号こそ自由社会のコスト

「背番号社会」といわれる今日、さまざまな番号コードの利用から受ける利点も少なくない。しかし、生まれてから死ぬまで一つの番号コードを、「共通番号」として、マスターキーのように多目的に利用することは、プライバシーが筒抜けになる危険性が極めて高くなる。

むしろ、番号コードは、税務、年金など行政分野ごとに、また自治体ごとに固有の、利用目的が限られている「限定番号」を使うべきである。複数の限定番号が並存するのは、効率的でないという考え方もある。しかし、この非効率こそ、私たちのプライバシーを守り、わが国をデータ監視社会にしないために払うべき必要最小限のコストと考えるべきである。

インターネットにコードをながす、こんな発想の役人に日本は任せられない

政府は、二十一世紀初頭までに「電子政府」づくりを目指す方針を出している。計画では、各種行政手続きをインターネットを使って処理する

ことを想定している。しかし、インターネット上でマスターキーのような背番号コード（住民票コード）を一生にわたり多目的利用するのは、データ安全上大きな問題である。インターネットの世界では常にパスワードを変えよう求められる。これは、他人による盗用・悪用を防ぐためであり、高度情報化社会の常識である。国民背番号である。住民票コードをいろいろな行政事務に一生にわたり共通番号として使うという自治省構想の危険性は自明のところである。やはり、マスターキーになるような背番号コードをつくらないことが、国民のプライバシーを守る上で最強のセーフガードといえる。

市民カードはすでに破たん

一方、カードについても、自治省の命を受けてICカード・モデル事業を進めている自治体の多くが、利用状況が思わしくなく問題をかかえるに至っている。出雲市のように、多額の税金をつぎ込んだものの効果が思わしくなく、カード行政の収れんを決めたところもある。

自治省のコードとカードの導入構想は、本来、私たちの個人財産であるはずのプライバシー（個人情報）や日常的な移動の自由を、広く

公権力の管理にゆだねることにつながるプランであることがわかる。したがって、コードやカードは、匿名で行動することが許されない社会づくりのツール（道具）であるとみてよい。

世界のながればコードとカードを拒否している

汎用の背番号コードやカードの導入は、人間の尊厳や自由の問題とも深くかかわってくる。日弁連や多くの市民団体、共産、社民、民主などの政党が反対する理由である。また、ドイツやハンガリー、フィリピンなどで、裁判所が違憲と判断した理由でもある。

国民総背番号制・国民皆登録証携帯制につながる自治省の住民基本台帳ネットワーク構想の実現を目指す住民基本台帳法改正案は、「市民が主役」、「国民が主人公」といった考え方に真つ向から挑戦するものといえる。

将来に 負の遺産 を残さないためにも、絶対に廃案としなければならない。（一九九九年六月二十二日）

NO番連事務局

〇三・五二六九・〇九四三

コードとカードで国民監視に異議あり

# 対談

## 政策提言型市民団体の法人化の課題

PIJの法人化について代表と委員長に聞く

### 九

八年十二月から、保健・医療・福祉の増進、人権の擁護・平和の推進活動など、特定十二分野が法人になることができるようにということで、「特定非営利活動法人法」(通称「NPO法」)が施行された。市民のプライベート保護をねらいに組織されたPIJも、法人化検討委員会(加藤弘委員長)を設け、同法の下での法人化の検討を行ってきた。

PIJのような、国会議員へのロビーイング(政治的折衝)や法律案への意見表明(賛否)を中核的な事業とする市民団体は、一般に「政策提言型市民団体」と呼ばれる。アメリカでは、「アドボカシー団体(advocacy organizations)」と呼ばれ、各種の法律案の成否に大きな力を持っている。

別名「市民団体管理法」とも呼ばれるNPO法の下で、PIJのような政策提言型市民団体が法人になるのは、様々な問題があるといわれている。そこで、石村耕治代表及びPIJの法人化を担当している加藤弘法法人化対策委員長に、検討状況について聞いた(編集部)。

#### 法人化と活動への影響

今回は、PIJの法人化を含む、政策提言型市民団体の法人化について尋ねたい。

「加藤」私たちは、PIJの運営委員会での決定を受けて、全国法人になるための検討を続けている。昨年十一月七日には、認証庁となる経済企画庁の説明も受けた。

PIJ法人化の進展状況は?

「石村」昨年末のPIJの運営委員会で「1のサインは出たが、実のところ、背番号法(住基法)問題への対応で超多忙。法人化の進行はストップしている。一方で、NPO法が、俗に「市民団体管理法」といわれている点について、もっと検討が要る。また、NPO法人には、寄付金控除などの税制上の支援措置もない。

もう少し詳しくお話聞きたい。

「石村」NPO法の法人は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」(法二条二項二号ロ)としている。一心、「政治上の主義」とは、社会主義、共産主義、資本主義、自由主義といったものとされている。例えば、背番号法に

PIJが反対するのは、人間の尊厳と自由を守るためだ。だが、このことをもって、捉え方によっては、PIJは自由主義を標榜する団体ともいえる。

しかし、それでは、「人権の擁護」など、できないのではないか。

「加藤」NOP法二条別表によると、NPO法人の十二分野の一つに「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」が掲げられている。「人権の擁護」が主たる目的であれば、ただちに「政治上の主義」とは言えないのではないか。

「石村」確かに加藤委員長の言うとおりだが、NPO法によると、認証庁(所轄庁)は、NPO法人に法令違反の疑いがあると思えば、報告を求め、あるいは立入検査もできる(法四十一条)。場合によっては、改善命令(法四十二条)、法人格の取消し(法四十三条)も可能だ。

所轄庁は、政府の政策に敵対するNPO法人に対しては、「政治上の主義」を主たる目的としていると、難癖をつけることもできるということか。

「石村」そうだ。NPO法の議員立法に市民サイドから取り組んだ河村たかし衆議院議員は、「チリング・エフェクト(chilling effect)」、つまり「萎縮効果」だ、といっている。すなわち、「政治上の主義を主たる目的とするものでないこと」を法律に入れておけば、NPO法人は役所に歯向かうことは慎重になるだろうというわけだ。まあ、NPO法を実質的にまとめあげた経済企画庁からすれば、い

わゆる「ただ働き団体ボランティア団体」の法人化は歓迎するが、あとの団体は「ついたり」といった感じかもしれない。

法人法にこうした制限を入れている国は、世界にほかに類がないように思う。税法上の特典を与えるときには、こうした制限を設けている例はあるけれども。

#### 自由人権協会が遭遇している問題

社団法人自由人権協会(JCLU)が所轄庁である法務省から会員社員名簿の提出を求められて困っているというが。

「石村」JCLUの「人権新聞」九八年十一月二十五日号に、この問題が紹介されている。一昨年、民法三十四条により設立された公益法人に関する監督強化のための閣議決定が行われ、各所轄庁は、監督する法人の社員(会員)名簿提出の指導を徹底することに決めた。

「加藤」民法五十一条によると、法人は社員名簿を備えておいて、社員の変更があれば訂正を求められる。だが、所轄庁(法務省)に社員名簿を提出することまでは要件ではないか。

「石村」そのとおりだが、他の所轄庁でもそうしているから、ということらしい。

そういえば、盗聴法案がこれだけ問題になっているのに、JCLUは、ほとんどマスコミに出てこない。

「石村」そうだ。ACLU(アメリカ自由人権協会)は、盗聴法案の危険性を鋭く指摘し、頻繁にわが国のマスコミに登場している。JCLUは、名簿提出要請などの

問題もあって、所轄庁である法務省提出の盗聴法案反対に二の足を踏んでいるのではないか……

〔加藤〕たしかに、JCLUは、国民背番号法案(住基法改正法案)に対しても、ほとんど公式に発言していない。ガイドライン法案についても、JCLUの発言は一般には聞こえてこない。

JCLUの『人権新聞』を読んで感じたことは、PIJとは異なり、「JCLUは外国の人権問題などには熱心だが、国内の政治が絡む問題には、いまいち」。

〔加藤〕JCLUにも、所轄庁法務省提出の盗聴法案のような、人権抑圧法案に、しっかりと対応して欲しい。JCLUとは対照的に、ACLUはアメリカ国内で、盗聴問題や国民背番号問題にしっかりと対応し、リーダー的な存在と聞く。

〔石村〕JCLUは、情報公開法など「つくる」面では、いい活動をしている。確かに、盗聴法案の問題で来日したACLUのメンバーを日弁連や議連、他の市民団体が中心になってサポートしているのは、奇異な感じも受ける。いずれにしても、法人格をとることがどういうことか、JCLUのケースは、いろいろと教えてくれているのではないが。

NPO法人会員のプライバシーは？

NPO法でも会員社員名簿提出？

〔加藤〕NPO法でも、役員名簿と十人以上の社員委員の氏名と住所等を所轄庁に提出することになっている(法十一条一項)。

行政指導で全会員の名簿の提出を求め、ということはないのか。

〔加藤〕NPO法の場合は、提出範囲を法定しているのだから、その恐れはないと思う。もちろん、PIJのようなプライバシーを守ることを目的としている市民団体が、法人になることによって、会員のプライバシーを守れなくなるとしたら、由々しい問題となる。

民主党は去る(一九九九年五月二十一日)の衆議院運営委員会理事会で、公益法人の実態を解明するために、衆院規則に基づく予備的調査を求めたとされているが(日経一九九九年五月二十二日朝刊)。

〔石村〕国所管の三千五百の法人が調査対象という。一方では、オウム真理教団などのケースをうまく利用して、行政が、NGO(非政府組織)に対する規制を強めてくることも考えられる。

多分、民主党の意図は、たんに休眠法人や営利法人まがいの公益法人対策がねらいのように思われるが、主役である市民を大切にすることを党是としている政党は、波及効果なども勘案して慎重にやってみて欲しいところだ。

PIJはプライバシーを守るという視点から、民主党などに対して、主役である市民の自由や結社権に行政がみだりに介入しないよう、政策提言をする必要があるのではないが。

〔石村〕NGO・NPOと会員のプライバシー保護の面では、PIJは、新たな

委員会をつくって検討して行きたい。

わたしが調べた限りでは、オーストラリアの西オーストラリア州社団法人法(二十六条)では、政府への提出書類に対して「社員を特定できる開示を求めはならない」としており、参考になる。

現状では、法人化に慎重に

最後に、PIJの法人化について

〔加藤〕現行のNPO法の下での法人化には、常に「行政による管理」の問題がつきまとう。任意団体のままでも、ゴースト・コンサーン(継続事業体としてやって行けるのであれば、PIJの法人化は、もつと時間をかけて結論を出すべきだろう)。

〔石村〕若い人たちの参加を求めするためには法人化も大切なことだ。今の制度では、NPO法人になったとしても、寄付金控除など税制上のうまみもない。

逆に、奥歯にものがはさまった形では政府に発言できなくなったり、会員のプライバシーが守れなくなったり、「負の効果」が出てくるようではだめだ。

また、役所の下請団体になってしまうようなことは絶対に避けたい。「NGOは、超国家的存在であり、特定の国で法人格を持つ必要がない」との意見もある。もつとも、PIJは、日本国内での活動がほとんどだ。PIJの法人化の問題は、今後とも慎重に検討を重ねて行きたい。

忙しいところ、貴重な意見をいただき、お礼を申しあげます。

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・若い連中(とは限らないか)は、ケータイを傍受され、住民基本台帳コードで割り出され、戦争協力法により、「紛争地域」へ送り出される。
・うるさいNPOも同じく紛争地域へ....

(T)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)

IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

1999.6 発行 CNNニュース No.19

編集及び発行人